

～広島市建築物環境配慮制度～

建築物環境計画書 作成の手引き



令和3年（2021年）4月

広島市

目 次

本 編

1 制度の目的.....	2
2 建築物環境計画書の作成・提出の概要	2
(1) 計画書の提出が義務付けられる建築物.....	2
(2) 任意で計画書を提出できる建築物.....	2
(3) 対象となるケース事例.....	3
ア 同一敷地内に複数の建築物を計画する場合.....	3
イ 増築等の場合.....	3
ウ 条例の経過措置について.....	3
(4) 提出(届出)時期.....	3
ア 建築物環境計画書.....	3
イ 建築物環境計画書変更届出書.....	4
ウ 建築物工事完了(工事取りやめ)届出書.....	4
(5) 作成要領.....	4
ア 建築物環境計画書.....	4
イ 建築物環境計画書変更届出書.....	5
ウ 建築物工事完了(工事取りやめ)届出書.....	5
(6) 工事現場等の立入調査について.....	5
(7) 提出・届出様式等の入手方法.....	5
(8) 手続きの流れ.....	6
3 提出(届出)内容の公表	7

資 料 編

資料 1 広島市地球温暖化対策等の推進に関する条例.....	9
資料 2 広島市地球温暖化対策等の推進に関する条例施行規則.....	20
資料 3 建築物環境配慮指針.....	27
資料 4 手続きに必要な提出等の様式及び記載例.....	30

1 制度の目的

建築物の利用によるエネルギー消費、設備からの排熱などは、地球温暖化やヒートアイランド現象を発生させる原因の一つとなっています。また、建築物はその建設時に、多くの資材を必要とし、その建設や解体の工事に伴う廃棄物の排出、宅地開発に伴う緑地等自然林の減少、さらには住宅におけるライフスタイルなど、様々な環境分野に大きな影響を与えています。

広島市では、平成 21 年(2009 年)3 月に「広島市地球温暖化対策等の推進に関する条例」を制定し、建築物に係る地球温暖化防止や、その他の環境への負荷の低減に係る措置に配慮して講ずべき基本的事項について、指針(建築物環境配慮指針)を定めました。

これにより、本市では、建築物の床面積の合計が 2, 0 0 0 m²以上（増築又は改築の場合にあっては当該増築又は改築に係る部分の床面積）の新築等をしようとする建築主に対して、当該建築物の環境への配慮に関する措置に係る性能及びその評価等を記載した建築物環境計画書の提出をしていただくことになりました。また、提出された建築物環境計画書は、市がその概要を公表いたします。

これら一連の施策により、建築主の自主的な環境に対する取組みを促し、環境に配慮した社会資本整備の促進を行っていきます。

2 建築物環境計画書の作成・提出の概要

(1) 計画書の提出が義務付けられる建築物

建築物の床面積の合計が 2, 0 0 0 m²以上の新築等（新築、増築又は改築）

建築物（建築基準法(昭和 2 5 年法律第 2 0 1 号)第 2 条第 1 号に規定する建築物をいう。）の床面積（増築又は改築の場合にあっては、当該増築又は改築に係る部分の床面積）の合計が 2, 0 0 0 m²以上の新築等（新築、増築又は改築をいう。）をしようとする者（「特定建築主」）は、広島市地球温暖化対策等の推進に関する条例（以下、「条例」という。）第 2 2 条の規定により、「建築物環境計画書」の作成等が義務付けられています。

義務	新築の場合	床面積の合計が 2, 0 0 0 m ² / 棟以上の新築
	増築、改築の場合	増改築部分の床面積の合計が 2, 0 0 0 m ² / 棟以上の増改築

(2) 任意で計画書を提出できる建築物

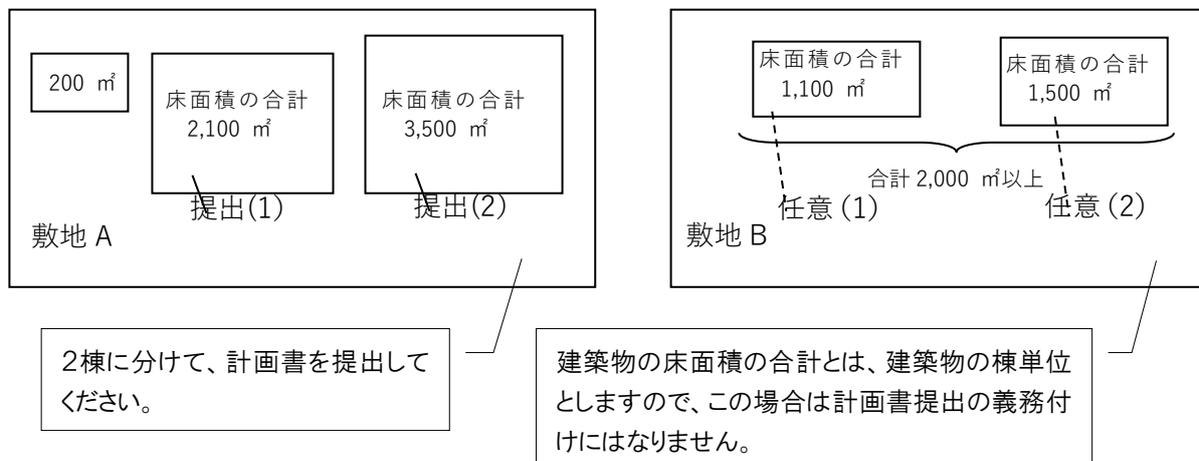
条例では、「建築物環境計画書」提出の対象となる建築物以外の建築物（戸建住宅、長屋を除く。）の新築等をしようとする建築主も「建築物環境計画書」を提出することができます。

(3) 対象となるケース事例

ア 同一敷地内に複数の建築物を計画する場合

同一敷地内に複数の対象となる建築物を計画する場合は、棟別に「建築物環境計画書」を提出してください。

<同一敷地内に複数の建築物を計画する場合(用途上不可分等)>

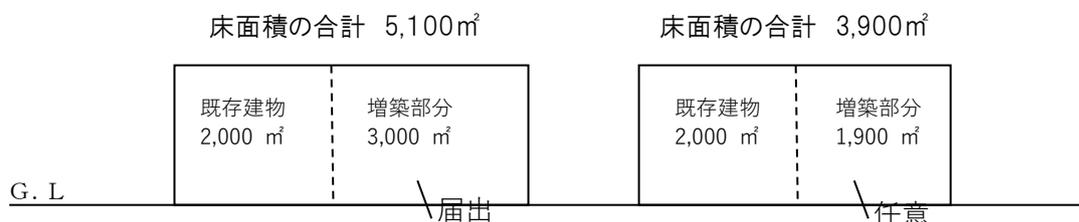


イ 増改築等の場合

増築、改築の場合は、増改築部分の面積に応じ「建築物環境計画書」の提出が必要となります。この場合の対象範囲は増改築部分のみです。

なお、判断が難しい場合は、都市整備局指導部建築指導課 (Tel.082-504-2288) まで、お問い合わせください。

<増築の場合>



ウ 条例の経過措置について

条例の施行日(平成22年4月1日)より前に、建築基準法第6条第1項の規定による確認の申請又は同法第18条第2項の規定による計画の通知がされている建築物については、建築物環境計画書の提出等の義務付け対象にはなりません。

(4) 提出(届出)時期

ア 建築物環境計画書

対象となる建築行為を行おうとする建築主は、工事着手予定日の21日前までに建築物環境計画書を市長へ提出してください。(担当窓口：建築指導課)

イ 建築物環境計画書変更届出書

工事完了までに、建築物環境計画書に記載した事項を変更しようとする場合は、変更に係る部分の工事着手を行う予定日の15日前までに、その内容を市長へ届け出てください。(担当窓口：建築指導課)

なお、「CASBEE広島」による環境性能評価の結果に影響がない変更は、軽微な変更として届出は不要です。

ウ 建築物工事完了(工事取りやめ)届出書

工事が完了したとき、又は工事を取りやめたときは、速やかに市長へ届け出てください。(担当窓口：建築指導課)

(5) 作成要領

ア 建築物環境計画書

建築物環境計画書は、所定の様式(第5号様式)に付近見取図、配置図、各階平面図、立面図、断面図、内外仕上表及び環境性能の評価を行った際に根拠となった数値や仕様等の内容がわかる図書を添えて2部(正・副)提出してください。

なお、同時期に届出される「エネルギーの使用の合理化に関する法律」(省エネ法)に基づく届出の添付資料で、環境性能の評価根拠などが確認できる図書については省略することができます。

建築物環境計画書

番号	種類	備考
1	建築物環境計画書(第5号様式)	所定の様式を利用してください。
2	CASBEE 広島 結果シート(印刷後添付)	「CASBEE 広島」評価ソフトを用いて評価を行ってください。
3	CASBEE 広島 スコアシート(印刷後添付)	
4	CASBEE 広島 広島市重点項目シート(印刷後添付)	
5	CASBEE 広島 解説シート(印刷後添付)	
6	付近見取図	
7	配置図	エネルギーの使用の合理化に関する法律(省エネ法)に基づく届出の添付資料で環境性能の評価の根拠が確認できる図書については省略することができます。
8	各階平面図	
9	立面図(2面以上)	
10	断面図(2面以上)	
11	内外仕上表	
12	その他(環境性能を行った際に根拠となった数値や仕様等の内容がわかるもの)	
13	CASBEE 広島 (電子データ:エクセル)	

イ 建築物環境計画書変更届出書

建築物環境計画書変更届出書は、所定の様式（第6号様式）に当初提出した、建築物環境計画書に記載した事項の変更内容がわかる図書を添えて2部（正・副）届け出てください。

ウ 建築物工事完了（工事取りやめ）届出書

建築物工事完了（工事取りやめ）届出書は、所定の様式（第7号様式）1部届け出てください。（添付図面等は不要です。）

（6）工事現場の立入調査などについて

条例第46条の規定に基づき、建築物などに本市の職員が立入調査を行う場合があります。

（7）提出・届出様式等の入手方法

提出書類の様式や評価ソフト及びマニュアルなどは、広島市のホームページからダウンロードすることができます。

【市ホームページでダウンロードできるもの】

- ・ 提出及び届出様式
 - ・ 建築物環境計画書(様式第5号)
 - ・ 建築物環境計画書変更届(様式第6号)
 - ・ 建築物工事完了(取りやめ)届出書(様式第7号)
- ・ 建築物環境計画書作成の手引き
- ・ CASBEE広島評価ソフト
- ・ CASBEE広島評価マニュアル
- ・ 建築物環境配慮制度のリーフレット

なお、これらの資料は広島市都市整備局指導部建築指導課でも配布しております。

（参考）

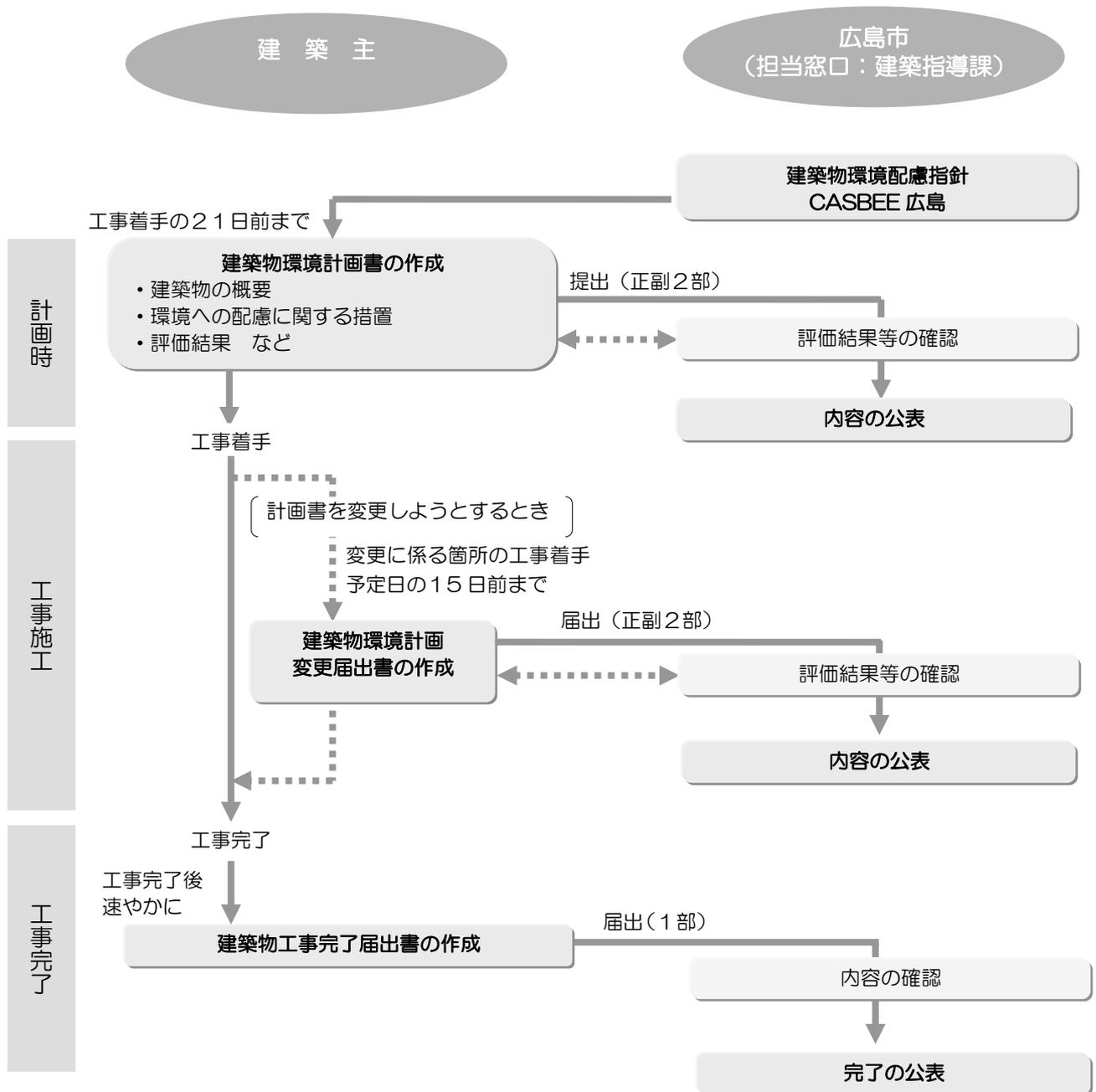


広島市のホームページ
<http://www.city.hiroshima.jp/>

建築物環境配慮制度の「建築物TOP」ページから、建築物環境計画書の概要などを閲覧することができます。

また、提出書類の様式や評価ソフトなどをダウンロードできます。

(8) 手続きの流れ



3 提出(届出)内容の公表

提出していただいた建築物環境計画書などの内容については、計画書提出日から概ね1ヵ月後に担当窓口（都市整備局指導部建築指導課）及び広島市のホームページで公表します。

【公表する内容】は次のとおりです。

- ・ 建築物の名称及び所在地
- ・ 建築物の概要（用途、構造、高さ階数、床面積）
- ・ 建築物に係る環境への配慮に関する措置、環境性能及びその評価
（CASBEE広島の評価シート、スコアシート及び広島市の重点項目シート）
- ・ 工事の着手予定日及び完了予定日
- ・ 設計者が属する建築士事務所の名称
- ・ 建築主の氏名（個人の場合は除き、法人にあつては、その名称）

※公表期間は、おおむね5年間とします。

（参考）

届出内容の一覧表の公表イメージ(届出順に掲載します。)

◆平成 22 年(2009 年)度の届出(サンプル)												
No.	種別	建築物の名称	所在地	用途	構造	届出部分の床面積の合計	建築主	設計者	建築物に係る環境への配慮に関する措置及び環境性能評価結果	工事着手予定日 工事完了予定日	備考	
					階数							
1	新築	〇〇マンション	中区国泰寺町 〇丁目	集合住宅	RC 造 地上 15F、 地下 1F	2,000 ㎡	株〇〇〇 〇	株〇〇〇 〇	評価シート(PDF) スコアシート(PDF) 重点項目シート(PDF)	B+	H21.5.1 H23.3.25	

市のホームページの場合は、アンダーラインの部分をクリックすると「CASBEE 広島」の評価シート、スコアシート、重点項目シートの内容を確認することができます。

(参考)

評価シート、スコアシート、重点項目シート、解説シートの公表イメージ



評価シート

CASBEE広島 試行版ver.2 | スコアシート

項目名	評価値	重み	重み×評価値	合計
1.1 建築物概要	3.0	0.05	0.15	3.0
1.2 建築物の性能指標 (BEE)	1.0	1.00	1.00	3.0
2.1 総合スコア	3.0	1.00	3.00	3.0
2.2 省エネルギー	3.0	1.00	3.00	3.0
2.3 水	3.0	1.00	3.00	3.0
2.4 環境	3.0	1.00	3.00	3.0
3 重点項目	2.0	1.00	2.00	3.0
3.1 省エネルギー	2.0	1.00	2.00	3.0
3.2 水	2.0	1.00	2.00	3.0
3.3 環境	2.0	1.00	2.00	3.0
3.4 省エネルギー	2.0	1.00	2.00	3.0
3.5 水	2.0	1.00	2.00	3.0
3.6 環境	2.0	1.00	2.00	3.0
3.7 省エネルギー	2.0	1.00	2.00	3.0
3.8 水	2.0	1.00	2.00	3.0
3.9 環境	2.0	1.00	2.00	3.0
3.10 省エネルギー	2.0	1.00	2.00	3.0
3.11 水	2.0	1.00	2.00	3.0
3.12 環境	2.0	1.00	2.00	3.0
3.13 省エネルギー	2.0	1.00	2.00	3.0
3.14 水	2.0	1.00	2.00	3.0
3.15 環境	2.0	1.00	2.00	3.0
3.16 省エネルギー	2.0	1.00	2.00	3.0
3.17 水	2.0	1.00	2.00	3.0
3.18 環境	2.0	1.00	2.00	3.0
3.19 省エネルギー	2.0	1.00	2.00	3.0
3.20 水	2.0	1.00	2.00	3.0
3.21 環境	2.0	1.00	2.00	3.0
3.22 省エネルギー	2.0	1.00	2.00	3.0
3.23 水	2.0	1.00	2.00	3.0
3.24 環境	2.0	1.00	2.00	3.0
3.25 省エネルギー	2.0	1.00	2.00	3.0
3.26 水	2.0	1.00	2.00	3.0
3.27 環境	2.0	1.00	2.00	3.0
3.28 省エネルギー	2.0	1.00	2.00	3.0
3.29 水	2.0	1.00	2.00	3.0
3.30 環境	2.0	1.00	2.00	3.0
3.31 省エネルギー	2.0	1.00	2.00	3.0
3.32 水	2.0	1.00	2.00	3.0
3.33 環境	2.0	1.00	2.00	3.0
3.34 省エネルギー	2.0	1.00	2.00	3.0
3.35 水	2.0	1.00	2.00	3.0
3.36 環境	2.0	1.00	2.00	3.0
3.37 省エネルギー	2.0	1.00	2.00	3.0
3.38 水	2.0	1.00	2.00	3.0
3.39 環境	2.0	1.00	2.00	3.0
3.40 省エネルギー	2.0	1.00	2.00	3.0
3.41 水	2.0	1.00	2.00	3.0
3.42 環境	2.0	1.00	2.00	3.0
3.43 省エネルギー	2.0	1.00	2.00	3.0
3.44 水	2.0	1.00	2.00	3.0
3.45 環境	2.0	1.00	2.00	3.0
3.46 省エネルギー	2.0	1.00	2.00	3.0
3.47 水	2.0	1.00	2.00	3.0
3.48 環境	2.0	1.00	2.00	3.0
3.49 省エネルギー	2.0	1.00	2.00	3.0
3.50 水	2.0	1.00	2.00	3.0
3.51 環境	2.0	1.00	2.00	3.0
3.52 省エネルギー	2.0	1.00	2.00	3.0
3.53 水	2.0	1.00	2.00	3.0
3.54 環境	2.0	1.00	2.00	3.0
3.55 省エネルギー	2.0	1.00	2.00	3.0
3.56 水	2.0	1.00	2.00	3.0
3.57 環境	2.0	1.00	2.00	3.0
3.58 省エネルギー	2.0	1.00	2.00	3.0
3.59 水	2.0	1.00	2.00	3.0
3.60 環境	2.0	1.00	2.00	3.0
3.61 省エネルギー	2.0	1.00	2.00	3.0
3.62 水	2.0	1.00	2.00	3.0
3.63 環境	2.0	1.00	2.00	3.0
3.64 省エネルギー	2.0	1.00	2.00	3.0
3.65 水	2.0	1.00	2.00	3.0
3.66 環境	2.0	1.00	2.00	3.0
3.67 省エネルギー	2.0	1.00	2.00	3.0
3.68 水	2.0	1.00	2.00	3.0
3.69 環境	2.0	1.00	2.00	3.0
3.70 省エネルギー	2.0	1.00	2.00	3.0
3.71 水	2.0	1.00	2.00	3.0
3.72 環境	2.0	1.00	2.00	3.0
3.73 省エネルギー	2.0	1.00	2.00	3.0
3.74 水	2.0	1.00	2.00	3.0
3.75 環境	2.0	1.00	2.00	3.0
3.76 省エネルギー	2.0	1.00	2.00	3.0
3.77 水	2.0	1.00	2.00	3.0
3.78 環境	2.0	1.00	2.00	3.0
3.79 省エネルギー	2.0	1.00	2.00	3.0
3.80 水	2.0	1.00	2.00	3.0
3.81 環境	2.0	1.00	2.00	3.0
3.82 省エネルギー	2.0	1.00	2.00	3.0
3.83 水	2.0	1.00	2.00	3.0
3.84 環境	2.0	1.00	2.00	3.0
3.85 省エネルギー	2.0	1.00	2.00	3.0
3.86 水	2.0	1.00	2.00	3.0
3.87 環境	2.0	1.00	2.00	3.0
3.88 省エネルギー	2.0	1.00	2.00	3.0
3.89 水	2.0	1.00	2.00	3.0
3.90 環境	2.0	1.00	2.00	3.0
3.91 省エネルギー	2.0	1.00	2.00	3.0
3.92 水	2.0	1.00	2.00	3.0
3.93 環境	2.0	1.00	2.00	3.0
3.94 省エネルギー	2.0	1.00	2.00	3.0
3.95 水	2.0	1.00	2.00	3.0
3.96 環境	2.0	1.00	2.00	3.0
3.97 省エネルギー	2.0	1.00	2.00	3.0
3.98 水	2.0	1.00	2.00	3.0
3.99 環境	2.0	1.00	2.00	3.0
3.100 省エネルギー	2.0	1.00	2.00	3.0

スコアシート

CASBEE広島における重点項目の環境配慮設計概要

項目名	評価値	重み	重み×評価値
1.1 建築物概要	3.0	0.05	0.15
1.2 建築物の性能指標 (BEE)	1.0	1.00	1.00
2.1 総合スコア	3.0	1.00	3.00
2.2 省エネルギー	3.0	1.00	3.00
2.3 水	3.0	1.00	3.00
2.4 環境	3.0	1.00	3.00
3 重点項目	2.0	1.00	2.00
3.1 省エネルギー	2.0	1.00	2.00
3.2 水	2.0	1.00	2.00
3.3 環境	2.0	1.00	2.00
3.4 省エネルギー	2.0	1.00	2.00
3.5 水	2.0	1.00	2.00
3.6 環境	2.0	1.00	2.00
3.7 省エネルギー	2.0	1.00	2.00
3.8 水	2.0	1.00	2.00
3.9 環境	2.0	1.00	2.00
3.10 省エネルギー	2.0	1.00	2.00
3.11 水	2.0	1.00	2.00
3.12 環境	2.0	1.00	2.00
3.13 省エネルギー	2.0	1.00	2.00
3.14 水	2.0	1.00	2.00
3.15 環境	2.0	1.00	2.00
3.16 省エネルギー	2.0	1.00	2.00
3.17 水	2.0	1.00	2.00
3.18 環境	2.0	1.00	2.00
3.19 省エネルギー	2.0	1.00	2.00
3.20 水	2.0	1.00	2.00
3.21 環境	2.0	1.00	2.00
3.22 省エネルギー	2.0	1.00	2.00
3.23 水	2.0	1.00	2.00
3.24 環境	2.0	1.00	2.00
3.25 省エネルギー	2.0	1.00	2.00
3.26 水	2.0	1.00	2.00
3.27 環境	2.0	1.00	2.00
3.28 省エネルギー	2.0	1.00	2.00
3.29 水	2.0	1.00	2.00
3.30 環境	2.0	1.00	2.00
3.31 省エネルギー	2.0	1.00	2.00
3.32 水	2.0	1.00	2.00
3.33 環境	2.0	1.00	2.00
3.34 省エネルギー	2.0	1.00	2.00
3.35 水	2.0	1.00	2.00
3.36 環境	2.0	1.00	2.00
3.37 省エネルギー	2.0	1.00	2.00
3.38 水	2.0	1.00	2.00
3.39 環境	2.0	1.00	2.00
3.40 省エネルギー	2.0	1.00	2.00
3.41 水	2.0	1.00	2.00
3.42 環境	2.0	1.00	2.00
3.43 省エネルギー	2.0	1.00	2.00
3.44 水	2.0	1.00	2.00
3.45 環境	2.0	1.00	2.00
3.46 省エネルギー	2.0	1.00	2.00
3.47 水	2.0	1.00	2.00
3.48 環境	2.0	1.00	2.00
3.49 省エネルギー	2.0	1.00	2.00
3.50 水	2.0	1.00	2.00
3.51 環境	2.0	1.00	2.00
3.52 省エネルギー	2.0	1.00	2.00
3.53 水	2.0	1.00	2.00
3.54 環境	2.0	1.00	2.00
3.55 省エネルギー	2.0	1.00	2.00
3.56 水	2.0	1.00	2.00
3.57 環境	2.0	1.00	2.00
3.58 省エネルギー	2.0	1.00	2.00
3.59 水	2.0	1.00	2.00
3.60 環境	2.0	1.00	2.00
3.61 省エネルギー	2.0	1.00	2.00
3.62 水	2.0	1.00	2.00
3.63 環境	2.0	1.00	2.00
3.64 省エネルギー	2.0	1.00	2.00
3.65 水	2.0	1.00	2.00
3.66 環境	2.0	1.00	2.00
3.67 省エネルギー	2.0	1.00	2.00
3.68 水	2.0	1.00	2.00
3.69 環境	2.0	1.00	2.00
3.70 省エネルギー	2.0	1.00	2.00
3.71 水	2.0	1.00	2.00
3.72 環境	2.0	1.00	2.00
3.73 省エネルギー	2.0	1.00	2.00
3.74 水	2.0	1.00	2.00
3.75 環境	2.0	1.00	2.00
3.76 省エネルギー	2.0	1.00	2.00
3.77 水	2.0	1.00	2.00
3.78 環境	2.0	1.00	2.00
3.79 省エネルギー	2.0	1.00	2.00
3.80 水	2.0	1.00	2.00
3.81 環境	2.0	1.00	2.00
3.82 省エネルギー	2.0	1.00	2.00
3.83 水	2.0	1.00	2.00
3.84 環境	2.0	1.00	2.00
3.85 省エネルギー	2.0	1.00	2.00
3.86 水	2.0	1.00	2.00
3.87 環境	2.0	1.00	2.00
3.88 省エネルギー	2.0	1.00	2.00
3.89 水	2.0	1.00	2.00
3.90 環境	2.0	1.00	2.00
3.91 省エネルギー	2.0	1.00	2.00
3.92 水	2.0	1.00	2.00
3.93 環境	2.0	1.00	2.00
3.94 省エネルギー	2.0	1.00	2.00
3.95 水	2.0	1.00	2.00
3.96 環境	2.0	1.00	2.00
3.97 省エネルギー	2.0	1.00	2.00
3.98 水	2.0	1.00	

資 料 1

広島市地球温暖化対策等の推進に関する条例

広島市地球温暖化対策等の推進に関する条例をここに公布する。

広島市長 秋葉忠利

広島市地球温暖化対策等の推進に関する条例

目次

- 第1章 総則（第1条～第6条）
- 第2章 地球温暖化対策等
 - 第1節 事業活動に係る地球温暖化対策等（第7条～第13条）
 - 第2節 自動車に係る地球温暖化対策等（第14条～第19条）
 - 第3節 建築物に係る地球温暖化対策等（第20条～第26条）
 - 第4節 緑化の推進による地球温暖化対策等（第27条～第32条）
 - 第5節 再生可能エネルギーの利用による地球温暖化対策等（第33条～第37条）
 - 第6節 その他の地球温暖化対策等（第38条～第43条）
- 第3章 雑則（第44条～第49条）

附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、広島市環境の保全及び創造に関する基本条例（平成11年広島市条例第13号）の基本理念にのっとり、地球温暖化対策等の推進について、本市、事業者、市民及び滞在者の責務を明らかにするとともに、地球温暖化対策等の基本となる事項を定めることにより、地球温暖化対策等を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の市民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 地球温暖化対策等 地球温暖化（人の活動に伴って発生する温室効果ガスが大気中の温室効果ガスの濃度を増加させることにより、地球全体として、地表及び大気の色度が追加的に上昇する現象をいう。）の防止を図るための施策、ヒートアイランド現象の緩和を図るための施策その他環境への負荷の低減を図るための施策をいう。
- (2) 温室効果ガス 二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素その他規則で定める物質をいう。
- (3) 温室効果ガスの排出 人の活動に伴って発生する温室効果ガスを大気中に排出し、放出し、若しくは漏出させ、又は他人から供給された電気若しくは熱（燃料又は電気を熱源とするものに限る。）を使用することをいう。
- (4) 温室効果ガスの排出の抑制等 温室効果ガスの排出の抑制並びに吸収作用の保全及び強化、人工排熱の抑制、地表面の温度の上昇の抑制その他環境への負荷の低減をいう。

(5) 再生可能エネルギー 太陽光、水力、風力その他規則で定めるエネルギーをいう。

(本市の責務)

第3条 本市は、地球温暖化対策等を総合的かつ計画的に策定し、及び実施する責務を有する。

2 本市は、自らの事務及び事業に関し、温室効果ガスの排出の抑制等のために必要な措置を講ずるものとする。

3 本市は、事業者、市民（本市の区域内に住所又は居所を有する者及び本市の区域内に存する事業所に勤務する者又は学校に在学する者をいう。以下同じ。）又は滞在者が温室効果ガスの排出の抑制等に関して行う活動の促進を図るため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるものとする。

(事業者の責務)

第4条 事業者は、その事業活動に関し、温室効果ガスの排出の抑制等のための措置（他の者の温室効果ガスの排出の抑制等に寄与するための措置を含む。）を自主的かつ積極的に講ずるよう努めるとともに、本市が実施する地球温暖化対策等に協力しなければならない。

(市民の責務)

第5条 市民は、その日常生活に関し、温室効果ガスの排出の抑制等のための措置を自主的かつ積極的に講ずるよう努めるとともに、本市が実施する地球温暖化対策等に協力しなければならない。

(滞在者の責務)

第6条 滞在者は、その滞在中の活動に関し、温室効果ガスの排出の抑制等のための措置を自主的かつ積極的に講ずるよう努めるとともに、本市が実施する地球温暖化対策等に協力しなければならない。

第2章 地球温暖化対策等

第1節 事業活動に係る地球温暖化対策等

(設備に係る温室効果ガスの排出の抑制等)

第7条 事業者は、事業の用に供する設備について、温室効果ガスの排出の抑制等のための技術の進歩その他の事業活動を取り巻く状況の変化に応じ、温室効果ガスの排出の抑制等に資するものを選択するとともに、温室効果ガスの排出の抑制等に資する方法で使用するよう努めなければならない。

(事業活動環境配慮指針の策定等)

第8条 市長は、事業活動における温室効果ガスの排出の抑制等に関し、事業者が講ずべき措置、事業者が講ずる措置に関する評価方法その他の事項に関する指針（以下「事業活動環境配慮指針」という。）を定めるものとする。

2 市長は、事業活動環境配慮指針を定めたときは、速やかに、これを公表するものとする。これを変更したときも、同様とする。

3 第1項の「事業活動」には、定型的な約款による契約に基づき、特定の商標、商号その他の表示を使用させ、商品の販売又は役務の提供に関する方法を指定し、かつ、継続的に経営に関する指導を行う事業であって、当該約款に、当該事業に加盟する者（以下この項において「加盟者」という。）が設置している事業所における温室効果ガスの排出の抑制等に関する事項であって規則で定めるものに係る定めがあるもの（以下この項において「連鎖化事業」という。）を行う者については、その加盟者が設置している当該連鎖化事業に係るすべての

事業所における事業活動を含むものとする（以下この節において同じ。）。

（事業活動環境計画書の作成等）

第9条 本市の区域内に事業所を設置している者のうち、その設置している本市の区域内に存するすべての事業所における、事業活動に係るエネルギーの特定年度の使用量（原油の数量に換算した量を合算した量によるものとする。以下「原油換算エネルギー使用量」という。）の合計量が1,500キロリットル以上である者又は事業活動に係る温室効果ガスである物質ごとの特定年度の排出量（二酸化炭素の場合にあっては、エネルギーの使用に伴い排出したものを除く。）を二酸化炭素の数量に換算した量（以下「二酸化炭素換算温室効果ガス排出量」という。）の合計量が3,000トン以上である者（以下これらを「特定事業者」という。）は、3年ごとに、事業活動環境配慮指針に基づき、次に掲げる事項を記載した計画書（以下「事業活動環境計画書」という。）を作成し、市長に提出しなければならない。

- (1) 特定事業者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
- (2) 事業の概要
- (3) 計画期間における事業活動に係る温室効果ガスの排出の抑制等に関する措置及び目標
- (4) 特定事業者が、原油換算エネルギー使用量が1,500キロリットル以上である事業所又は二酸化炭素換算温室効果ガス排出量が3,000トン以上である事業所を本市の区域内に設置している場合にあっては、当該事業所ごとの前号に掲げる事項
- (5) 前各号に掲げるもののほか、規則で定める事項

2 前項の「特定年度」とは、計画期間となるべき期間の最初の年度（4月1日から翌年3月31日までをいう。以下同じ。）の前年度をいう。

3 温室効果ガスのうち二酸化炭素、メタン及び一酸化二窒素以外の物質については、第1項中「特定年度の排出量」とあるのは「特定年度の初日の属する年の1月1日から12月31日までの排出量」とする。

4 原油換算エネルギー使用量及び二酸化炭素換算温室効果ガス排出量は、規則で定めるところにより算出するものとする。

5 特定事業者は、第1項又はこの項の規定により提出した事業活動環境計画書の内容を変更したときは、速やかに、変更後の事業活動環境計画書を市長に提出しなければならない。

6 特定事業者は、事業活動環境計画書（事業活動環境計画書の内容を変更したときは、変更後の事業活動環境計画書。次条から第12条までにおいて同じ。）に基づき、温室効果ガスの排出の抑制等に努めなければならない。

（事業活動環境報告書の作成等）

第10条 特定事業者は、計画期間の各年度終了後、前年度までにおける事業活動環境計画書に基づく措置の実施状況等を記載した報告書（以下「事業活動環境報告書」という。）を作成し、市長に提出しなければならない。

（事業活動環境計画書等の概要の公表）

第11条 特定事業者は、事業活動環境計画書又は事業活動環境報告書の提出をしたときは、その概要を公表しなければならない。

2 市長は、前項の提出があったときは、その概要を公表するものとする。

（事業活動環境計画書等の評価）

第 12 条 市長は、第 9 条第 1 項第 4 号に規定する事業所を設置している特定事業者から事業活動環境計画書又は事業活動環境報告書（計画期間の最終年度に係るものに限る。）の提出があった場合においては、その内容について、当該事業所ごとに、事業活動環境配慮指針に基づき、評価するものとする。

2 市長は、前項の規定による評価をしたときは、その概要を当該評価を受けた事業所に係る特定事業者へ通知するものとする。

3 市長は、第 1 項の規定による評価をしたときは、規則で定める者について、その概要を公表するものとする。

（特定事業者以外の事業者の特例）

第 13 条 特定事業者以外の事業者は、事業活動環境配慮指針に基づき、事業活動環境計画書を作成し、市長に提出することができる。

2 第 9 条（第 1 項から第 4 項までを除く。）から第 11 条までの規定は、前項の規定により事業活動環境計画書を提出した者について準用する。この場合において、第 9 条第 5 項中「第 1 項」とあるのは「第 13 条第 1 項」と、同条第 6 項中「から第 12 条まで」とあるのは「及び第 11 条第 1 項」と読み替えるものとする。

第 2 節 自動車に係る地球温暖化対策等

（自動車の使用の抑制等）

第 14 条 事業者、市民及び滞在者は、温室効果ガスの排出の抑制等のため、移動するとき、できる限り、公共交通機関を利用すること等により、自動車（原動機付自転車を含む。次項及び次条第 1 項において同じ。）の使用の抑制に努めなければならない。

2 事業者、市民及び滞在者は、その使用する自動車について、温室効果ガスの排出の抑制等に資するものを選択するとともに、温室効果ガスの排出の抑制等のため、適切な整備及び運転をするよう努めなければならない。

（自動車環境管理指針の策定等）

第 15 条 市長は、事業活動における自動車に係る温室効果ガスの排出の抑制等に関し、事業者が講ずべき措置その他の事項に関する指針（以下「自動車環境管理指針」という。）を定めるものとする。

2 市長は、自動車環境管理指針を定めたときは、速やかに、これを公表するものとする。これを変更したときも、同様とする。

（自動車環境計画書の作成等）

第 16 条 本市の区域内に存する事業所において、道路運送車両法（昭和 26 年法律第 185 号）第 3 条の普通自動車、小型自動車及び軽自動車（これらのうち、二輪の小型自動車及び二輪の軽自動車を除く。以下「特定自動車」という。）を基準日において 50 台以上使用する事業者（以下「特定自動車使用事業者」という。）は、3 年ごとに、自動車環境管理指針に基づき、次に掲げる事項を記載した計画書（以下「自動車環境計画書」という。）を作成し、市長に提出しなければならない。

(1) 特定自動車使用事業者の氏名及び住所（法人にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）

(2) 事業の概要

(3) 特定自動車の保有状況

(4) 計画期間における特定自動車に係る温室効果ガスの排出の抑制等に関する措置及び目標

(5) 前各号に掲げるもののほか、規則で定める事項

2 前項の「基準日」とは、計画期間となるべき期間の最初の年度の前年度の末日をいう。

3 特定自動車使用事業者は、第1項又はこの項の規定により提出した自動車環境計画書の内容を変更したときは、速やかに、変更後の自動車環境計画書を市長に提出しなければならない。

4 特定自動車使用事業者は、自動車環境計画書（自動車環境計画書の内容を変更したときは、変更後の自動車環境計画書。次条及び第18条第1項において同じ。）に基づき、温室効果ガスの排出の抑制等に努めなければならない。

（自動車環境報告書の作成等）

第17条 特定自動車使用事業者は、計画期間の各年度終了後、前年度までにおける自動車環境計画書に基づく措置の実施状況等を記載した報告書（以下「自動車環境報告書」という。）を作成し、市長に提出しなければならない。

（自動車環境計画書等の概要の公表）

第18条 特定自動車使用事業者は、自動車環境計画書又は自動車環境報告書の提出をしたときは、その概要を公表しなければならない。

2 市長は、前項の提出があったときは、その概要を公表するものとする。

（特定自動車使用事業者以外の事業者の特例）

第19条 特定自動車使用事業者以外の事業者であって本市の区域内に存する事業所において特定自動車を使用するものは、自動車環境管理指針に基づき、自動車環境計画書を作成し、市長に提出することができる。

2 前3条（第16条第1項及び第2項を除く。）の規定は、前項の規定により自動車環境計画書を提出した者について準用する。この場合において、同条第3項中「第1項」とあるのは、「第19条第1項」と読み替えるものとする。

第3節 建築物に係る地球温暖化対策等

（建築物に係る環境への配慮）

第20条 建築物（建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第1号に規定する建築物をいう。以下同じ。）の新築、増築又は改築（以下「新築等」という。）をしようとする者は、当該建築物について、環境への配慮に関する措置を適切に講ずるよう努めなければならない。

2 建築物の所有者及び管理者は、当該建築物について、環境への配慮をした適切な維持管理をするよう努めなければならない。

（建築物環境配慮指針の策定等）

第21条 市長は、建築物に係る環境への配慮に関し、建築物の新築等をしようとする者が講ずべき措置、当該者が講ずる措置に関する評価方法その他の事項に関する指針（以下「建築物環境配慮指針」という。）を定めるものとする。

2 市長は、建築物環境配慮指針を定めたときは、速やかに、これを公表するものとする。これを変更したときも、同様とする。

（建築物環境計画書の作成等）

第22条 建築物の床面積（増築又は改築の場合にあっては、当該増築又は改築に係る部分の

床面積)の合計が2,000平方メートル以上の新築等をしようとする者(以下「特定建築主」という。)は、当該新築等に係る建築物(以下「特定建築物」という。)について、建築物環境配慮指針に基づき、次に掲げる事項を記載した計画書(以下「建築物環境計画書」という。)を作成し、市長に提出しなければならない。

- (1) 特定建築主の氏名及び住所(法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)
- (2) 特定建築物の名称及び所在地
- (3) 特定建築物の概要
- (4) 特定建築物に係る環境への配慮に関する措置並びに当該措置に係る特定建築物の性能(以下「環境性能」という。)及びその評価
- (5) 前各号に掲げるもののほか、規則で定める事項

2 特定建築主は、特定建築物に係る工事が完了するまでの間において、前項各号に掲げる事項を変更しようとするときは、その内容を市長に届け出なければならない。ただし、規則で定める軽微な変更については、この限りでない。

(工事完了等の届出)

第23条 特定建築主は、特定建築物に係る工事が完了したとき、又は当該工事を取りやめたときは、速やかに、その旨を市長に届け出なければならない。

(建築物環境計画書等の概要の公表)

第24条 市長は、建築物環境計画書の提出又は第22条第2項若しくは前条の規定による届出があったときは、その概要を公表するものとする。

(特定建築主以外の者の特例)

第25条 特定建築主以外の者であって建築物(一戸建ての住宅及び長屋を除く。)の新築等をしようとするものは、当該新築等に係る建築物について、建築物環境配慮指針に基づき、建築物環境計画書を作成し、市長に提出することができる。

2 前3条(第22条第1項を除く。)の規定は、前項の規定により建築物環境計画書を提出した者について準用する。この場合において、同条第2項及び第23条中「特定建築物」とあるのは、「第25条第1項の当該新築等に係る建築物」と読み替えるものとする。

(分譲マンション環境性能の内容の説明)

第26条 特定建築物のうち分譲マンション(構造上区分された数個の独立して住居の用に供することができる部分であって当該部分の全部又は一部が販売の目的となっているものを有する建築物をいう。以下この条において同じ。)の新築等をしようとする者及び当該者が他人に当該新築等に係る分譲マンションの住戸の販売又は媒介の委託を行った場合において当該販売又は媒介の委託を受けた者は、当該分譲マンションの住戸を購入しようとする者に対し、当該分譲マンションの環境性能の内容を説明するよう努めなければならない。

第4節 緑化の推進による地球温暖化対策等

(緑化の推進)

第27条 土地又は建築物の所有者及び管理者は、温室効果ガスの排出の抑制等のため、当該土地又は建築物の緑化の推進に努めなければならない。

(特定緑化建築物等の緑化)

第28条 都市計画法(昭和43年法律第100号)第7条第1項の市街化区域その他規則で定め

る区域内においては、敷地面積が 1,000 平方メートル以上の建築物の新築等（既存の建築物の敷地内において行う新築等の場合にあつては、当該新築等に係る部分の床面積の合計が当該既存の建築物の床面積の合計の 10 分の 2 以下のものを除く。）をしようとする者（以下「特定緑化建築主」という。）は、当該新築等に係る建築物及びその敷地（以下「特定緑化建築物等」という。）の緑化率を、別表の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める割合以上としなければならない。

- 2 前項の「緑化率」とは、建築物及びその敷地に係る緑化施設（植栽、花壇その他の緑化のための施設及び敷地内の保全された樹木並びにこれらに附属して設けられる園路、土留その他の施設をいう。）及び太陽光発電装置その他再生可能エネルギーを利用したエネルギーの供給設備（当該建築物の空地、屋上その他の屋外に設けられるものに限る。以下「緑化施設等」という。）に係る面積（以下「緑化施設等面積」という。）の敷地面積（当該敷地内に規則で定める部分を含むものにあつては、当該部分の面積を除いた面積）に対する割合をいう。
- 3 緑化施設等面積は、規則で定めるところにより算出するものとする。
- 4 建築基準法第 86 条第 1 項から第 4 項まで（これらの規定を同法第 86 条の 2 第 8 項において準用する場合を含む。）の規定により一の敷地とみなされる一団地又は一定の一団の土地の区域内の建築物については、当該一団地又は区域を当該建築物の一の敷地とみなして第 1 項の規定を適用する。

（緑化計画書の作成等）

第 29 条 特定緑化建築主は、次に掲げる事項を記載した計画書（以下「緑化計画書」という。）を作成し、市長に提出しなければならない。

- (1) 特定緑化建築主の氏名及び住所（法人にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
- (2) 特定緑化建築物等の名称及び所在地
- (3) 特定緑化建築物等の概要
- (4) 特定緑化建築物等に係る緑化施設等の概要
- (5) 前各号に掲げるもののほか、規則で定める事項

2 特定緑化建築主は、特定緑化建築物等に係る工事が完了するまでの間において、前項各号に掲げる事項を変更しようとするときは、その内容を市長に届け出なければならない。ただし、規則で定める軽微な変更については、この限りでない。

（工事完了等の届出）

第 30 条 特定緑化建築主は、特定緑化建築物等に係る工事が完了したとき、又は当該工事を取りやめたときは、速やかに、その旨を市長に届け出なければならない。

（特定緑化建築物等の維持管理）

第 31 条 特定緑化建築物等に係る工事の完了後、当該特定緑化建築物等の所有者及び管理者は、その緑化施設等の適切な維持管理をするよう努めなければならない。

（適用除外）

第 32 条 この節（第 27 条を除く。）の規定は、次に掲げる建築物及びその敷地については、適用しない。

- (1) 工場立地法（昭和 34 年法律第 24 号）第 6 条第 1 項の特定工場の用に供する建築物
- (2) 前号に掲げるもののほか、第 28 条第 1 項の緑化率を別表の右欄に定める割合以上とし

ないことについて正当な理由があると認められる建築物その他の規則で定める建築物

第5節 再生可能エネルギーの利用による地球温暖化対策等

(再生可能エネルギーの利用)

第33条 事業者及び市民は、エネルギーの使用に当たっては、再生可能エネルギーの優先的な利用に努めなければならない。

(エネルギー環境指針の策定等)

第34条 市長は、電気の供給における温室効果ガスの排出の抑制等に関し、当該年度の初日において本市の区域内に電気を供給する事業者（電気事業法（昭和39年法律第170号）第2条第1項第3号の小売電気事業者に限る。以下「特定エネルギー事業者」という。）が講ずべき措置その他の事項に関する指針（以下「エネルギー環境指針」という。）を定めるものとする。

2 市長は、エネルギー環境指針を定めたときは、速やかに、これを公表するものとする。これを変更したときも、同様とする。

(平28条例24・一部改正)

(エネルギー環境計画書の作成等)

第35条 特定エネルギー事業者は、毎年度、エネルギー環境指針に基づき、次に掲げる事項を記載した計画書（以下「エネルギー環境計画書」という。）を作成し、市長に提出しなければならない。

(1) 特定エネルギー事業者の氏名及び住所（法人にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）

(2) 電気の供給における温室効果ガスの排出の量の抑制に関する措置及び目標

(3) 電気の供給における再生可能エネルギーの利用の拡大に関する措置及び目標

(4) 前3号に掲げるもののほか、規則で定める事項

2 特定エネルギー事業者は、前項又はこの項の規定により提出したエネルギー環境計画書の内容を変更したときは、速やかに、変更後のエネルギー環境計画書を市長に提出しなければならない。

3 特定エネルギー事業者は、エネルギー環境計画書（エネルギー環境計画書の内容を変更したときは、変更後のエネルギー環境計画書。以下同じ。）に基づき、温室効果ガスの排出の抑制等に努めなければならない。

(エネルギー環境報告書の作成等)

第36条 特定エネルギー事業者は、毎年度終了後、前年度におけるエネルギー環境計画書に基づく措置の実施状況等を記載した報告書（以下「エネルギー環境報告書」という。）を作成し、市長に提出しなければならない。

(エネルギー環境計画書等の概要の公表)

第37条 特定エネルギー事業者は、エネルギー環境計画書又はエネルギー環境報告書の提出をしたときは、その概要を公表しなければならない。

2 市長は、前項の提出があつたときは、その概要を公表するものとする。

第6節 その他の地球温暖化対策等

(本市、事業者及び市民の連携協力)

第38条 本市、事業者及び市民は、地球温暖化対策等を推進するため、相互に連携を図りな

がら協力するよう努めなければならない。

(エネルギーの使用の抑制等)

第 39 条 事業者及び市民は、温室効果ガスの排出の抑制等のため、エネルギーの使用に当たっては、その使用の合理化に努めなければならない。

2 前項に定めるもののほか、市民は、その日常生活における電気、燃料等の使用状況に留意し、その効率的な利用を实践する生活様式への転換を図り、エネルギーの使用の抑制に努めなければならない。

(廃棄物等の発生の抑制等)

第 40 条 事業者、市民及び滞在者は、温室効果ガスの排出の抑制等のため、廃棄物等（循環型社会形成推進基本法（平成 12 年法律第 110 号）第 2 条第 2 項の廃棄物等をいう。）の発生の抑制、再使用及び再生利用その他資源の有効利用に努めなければならない。

2 事業者、市民及び滞在者は、温室効果ガスの排出の抑制等のため、物品を購入し、若しくは借り受け、又は役務の提供を受けようとするときは、環境物品等（国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成 12 年法律第 100 号）第 2 条第 1 項の環境物品等をいう。）を選択するよう努めなければならない。

(森林の保全及び整備)

第 41 条 事業者及び市民は、森林の有する温室効果ガスの吸収作用の保全及び強化等を図るため、森林の保全及び整備に努めなければならない。

(地球温暖化対策等に関する教育及び学習の推進等)

第 42 条 事業者及び市民は、地球温暖化対策等についての関心と理解を深めるとともに、地球温暖化対策等に関する教育及び学習を自ら進んで行うよう努めなければならない。

2 本市は、事業者及び市民が地球温暖化対策等についての関心と理解を深めるとともにこれらの者の地球温暖化対策等に関する活動を行う意欲が増進されるようにするため、地球温暖化対策等に関する教育及び学習の振興並びに広報活動の充実その他の必要な措置を講ずるものとする。

(国際協力の推進)

第 43 条 本市、事業者及び市民は、地球温暖化対策等に関する国際協力の推進に努めるものとする。

第 3 章 雑則

(指導及び助言)

第 44 条 市長は、特定事業者、第 13 条第 1 項の規定により事業活動環境計画書を提出した事業者、特定自動車使用事業者、第 19 条第 1 項の規定により自動車環境計画書を提出した事業者、特定建築主、第 25 条第 1 項の規定により建築物環境計画書を提出した者、特定緑化建築主、特定エネルギー事業者その他の関係人に対し、この条例に基づく措置の実施に関し必要な指導及び助言をすることができる。

(報告又は資料の提出)

第 45 条 市長は、この条例の施行に必要な限度において、前条に規定する者に対し、この条例に基づく措置の実施状況その他の必要な事項について、報告又は資料の提出を求めることができる。

(立入調査等)

第 46 条 市長は、この条例の施行に必要な限度において、本市の職員に、第 44 条に規定する者の同意を得て、当該者に係る事業所、建築物若しくはその工事現場その他の場所に立ち入り、施設、設備、建築物、帳簿、書類その他の物件を調査させ、又は関係人に質問させることができる。

2 前項の規定による立入調査又は質問をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。

(勧告)

第 47 条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者に対し、必要な措置を講ずるよう勧告することができる。

(1) 第 9 条第 1 項、同条第 5 項若しくは第 10 条（これらの規定を第 13 条第 2 項において準用する場合を含む。）、第 16 条第 1 項、同条第 3 項若しくは第 17 条（これらの規定を第 19 条第 2 項において準用する場合を含む。）、第 22 条第 1 項、第 29 条第 1 項、第 35 条第 1 項若しくは第 2 項又は第 36 条の規定による提出をせず、又は虚偽の記載をして提出をした者

(2) 第 13 条第 1 項の事業活動環境計画書、第 19 条第 1 項の自動車環境計画書又は第 25 条第 1 項の建築物環境計画書に虚偽の記載をして提出をした者

(3) 第 11 条第 1 項（第 13 条第 2 項において準用する場合を含む。）、第 18 条第 1 項（第 19 条第 2 項において準用する場合を含む。）又は第 37 条第 1 項の規定による公表をせず、又は虚偽の公表をした者

(4) 第 22 条第 1 項又は第 25 条第 1 項の規定により提出した建築物環境計画書の内容（第 22 条第 2 項（第 25 条第 2 項において準用する場合を含む。）の規定による届出の内容を含む。）と異なる工事をしていると認められる者

(5) 第 22 条第 2 項若しくは第 23 条（これらの規定を第 25 条第 2 項において準用する場合を含む。）、第 29 条第 2 項又は第 30 条の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

(6) 第 29 条第 1 項の規定により提出した緑化計画書の内容（同条第 2 項の規定による届出の内容を含む。次号において同じ。）又は第 30 条の規定による工事の完了に係る届出の内容が第 28 条第 1 項の規定に違反している者

(7) 第 29 条第 1 項の規定により提出した緑化計画書の内容と異なる工事をしていると認められる者

(8) 第 45 条の規定による報告若しくは資料の提出をせず、又は虚偽の報告若しくは資料の提出をした者

(公表等)

第 48 条 市長は、前条の規定による勧告を受けた者が当該勧告に従わないときは、その旨並びに当該勧告を受けた者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）を公表することができる。

2 市長は、前項の規定により公表しようとするときは、あらかじめ、公表の対象となる者にその理由を通知し、規則で定めるところにより、意見を述べる機会を与えなければならない。

(委任規定)

第 49 条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

- 1 この条例は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 8 条の規定は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 平成 22 年度における第 9 条第 3 項の規定の適用については、同項中「12 月 31 日まで」とあるのは、「12 月 31 日まで（当該期間により難い特別の事情があると市長が認める場合にあっては、特定年度）」とする。
- 3 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前において、建築基準法第 6 条第 1 項の規定による確認の申請又は同法第 18 条第 2 項の規定による計画の通知がされている建築物については、第 22 条及び第 23 条の規定は、適用しない。
- 4 施行日前において、建築基準法第 6 条第 1 項の規定による確認の申請又は同法第 18 条第 2 項の規定による計画の通知がされている建築物及びその敷地については、第 28 条から第 31 条までの規定は、適用しない。
- 5 前 3 項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な経過措置に関する事項は、規則で定める。
- 6 市長は、この条例の施行後 5 年以内に、この条例の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

附 則（平成 28 年 3 月 29 日条例第 24 号 抄）

- 1 この条例は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この条例の施行の日の前日の属する年度以前の年度における第 1 条の規定による改正前の広島市地球温暖化対策等の推進に関する条例第 34 条第 1 項に規定する特定エネルギー事業者に係る同条例第 35 条第 1 項又は第 2 項の規定によるエネルギー環境計画書及び同条例第 36 条の規定によるエネルギー環境報告書の作成及び提出については、なお従前の例による。

別表（第 28 条関係）

区分	割合
建ぺい率の最高限度が10分の4以下の建築物の敷地	当該建築物の敷地面積の100分の20
建ぺい率の最高限度が10分の4を超え、10分の5以下の建築物の敷地	当該建築物の敷地面積の100分の15
建ぺい率の最高限度が10分の5を超え、10分の7以下の建築物の敷地	当該建築物の敷地面積の100分の10
建ぺい率の最高限度が10分の7を超える建築物の敷地及び建築基準法の規定による建ぺい率に関する制限を受けない建築物の敷地	当該建築物の敷地面積の100分の5

備考 この表において「建ぺい率の最高限度」とは、建築基準法第 53 条の規定による建ぺい率の最高限度をいう。

資 料 2

広島市地球温暖化対策等の推進に関する条例施行規則

広島市地球温暖化対策等の推進に関する条例施行規則をここに公布する。

広島市長 秋葉忠利

広島市地球温暖化対策等の推進に関する条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、広島市地球温暖化対策等の推進に関する条例（平成21年広島市条例第31号。以下「条例」という。）の施行について必要な事項を定めるものとする。

(温室効果ガス等)

第2条 条例第2条第2号の規則で定める物質は、地球温暖化対策の推進に関する法律施行令（平成11年政令第143号）第1条各号に掲げるハイドロフルオロカーボン、同令第2条各号に掲げるパーフルオロカーボン、六ふつ化硫黄及び三ふつ化窒素とする。

2 条例第2条第5号の規則で定めるエネルギーは、バイオマス（動植物に由来する有機物であってエネルギー源として利用することができるもの（原油、石油ガス、可燃性天然ガス及び石炭並びにこれらから製造される製品を除く。）をいう。）を熱源とする熱、地熱その他化石燃料以外のエネルギーのうち市長が定めるものをいう。

(平27規則46・一部改正)

(連鎖化事業に係る定型的な約款の定め)

第3条 条例第8条第3項の規則で定める事項は、次の各号に掲げる同項の加盟者（次項において「加盟者」という。）が設置する事業所において排出する温室効果ガスである物質の区分に応じ、当該各号に定める事項とする。

(1) エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素 次に掲げる事項

ア エネルギーの使用の状況の報告に関する事項

イ 空気調和設備、冷凍機器若しくは冷蔵機器、照明器具又は調理用機器若しくは加熱用機器の機種、性能又は使用方法の指定に関する事項

(2) 前号に掲げる温室効果ガス以外の温室効果ガス 次に掲げる事項

ア 温室効果ガス（エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素を除く。イにおいて同じ。）の排出を伴う事業活動の状況の報告に関する事項

イ アの報告に係る温室効果ガスの区分に応じ、地球温暖化対策の推進に関する法律施行令別表第7から別表第13までに掲げる事業活動に係る設備の機種、性能又は使用方法の指定に関する事項

2 条例第8条第3項の連鎖化事業を行う者と加盟者との間で締結した約款以外の契約書又は同項の連鎖化事業を行う者が定めた方針、行動規範若しくはマニュアルに前項各号に規定する事項に関する定めがあって、当該事項を遵守するよう約款に定めがある場合には、約款に当該各号の定めがあるものとみなす。

(平 22 規則 1・全改、平 27 規則 46・一部改正)

(事業活動環境計画書の提出等)

第 4 条 条例第 9 条第 1 項又は第 13 条第 1 項の規定による事業活動環境計画書の提出は、計画期間の最初の年度の 8 月 31 日までに行わなければならない。

2 条例第 9 条第 1 項第 5 号の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

(1) 条例第 9 条第 1 項の原油換算エネルギー使用量及び二酸化炭素換算温室効果ガス排出量

(2) 事業活動に係る温室効果ガスの排出の抑制等に関する推進体制

(3) 前 2 号に掲げるもののほか、市長が定める事項

3 条例第 9 条第 4 項の原油換算エネルギー使用量及び二酸化炭素換算温室効果ガス排出量は、次に定めるところにより算出するものとする。

(1) 条例第 9 条第 4 項の原油換算エネルギー使用量は、条例第 8 条第 1 項の事業活動環境配慮指針（以下「事業活動環境配慮指針」という。）に基づき、条例第 9 条第 2 項の特定年度（以下「特定年度」という。）に使用した燃料の量並びに特定年度に他人から供給された熱及び電気の量をそれぞれ原油の数量に換算した量の合計とする。

(2) 条例第 9 条第 4 項の二酸化炭素換算温室効果ガス排出量は、事業活動環境配慮指針に基づき、温室効果ガスである物質ごとに、その排出を伴う事業活動の区分に応じて算定した特定年度の排出量を合算した量を二酸化炭素の数量に換算した量とする。

4 条例第 9 条第 5 項（条例第 13 条第 2 項において準用する場合を含む。）の規定による変更後の事業活動環境計画書の提出は、事業活動環境配慮指針に基づき、行わなければならない。

(平 22 規則 1・一部改正)

(事業活動環境報告書の提出)

第 5 条 条例第 10 条（条例第 13 条第 2 項において準用する場合を含む。）の規定による事業活動環境報告書の提出は、事業活動環境配慮指針に基づき、計画期間の各年度の翌年度の 7 月 31 日までに行わなければならない。

(事業活動環境計画書等の概要の公表)

第 6 条 条例第 11 条（条例第 13 条第 2 項において準用する場合を含む。）の規定による公表は、事業活動環境配慮指針に基づき、インターネットの利用その他の適切な方法により、行うものとする。

(事業活動環境計画書等の評価)

第 7 条 条例第 12 条第 2 項の規定による通知は、書面により行うものとする。

2 条例第 12 条第 3 項の規則で定める者は、同項の評価の結果が優良である者とし、同項の規定による公表は、インターネットの利用その他の適切な方法により、行うものとする。

(自動車環境計画書の提出等)

第 8 条 条例第 16 条第 1 項又は第 19 条第 1 項の規定による自動車環境計画書の提出は、計画期間の最初の年度の 6 月 30 日までに行わなければならない。

2 条例第 16 条第 1 項第 5 号の規則で定める事項は、同項の特定自動車に係る温室効果ガスの排出の抑制等に関する推進体制その他市長が定める事項とする。

3 条例第 16 条第 3 項（条例第 19 条第 2 項において準用する場合を含む。）の規定による変更後の自動車環境計画書の提出は、条例第 15 条第 1 項の自動車環境管理指針（第 10 条にお

いて「自動車環境管理指針」という。)に基づき、行わなければならない。

(自動車環境報告書の提出)

第9条 条例第17条(条例第19条第2項において準用する場合を含む。)の規定による自動車環境報告書の提出は、計画期間の各年度の翌年度の6月30日までに行わなければならない。

(自動車環境計画書等の概要の公表)

第10条 条例第18条(条例第19条第2項において準用する場合を含む。)の規定による公表は、自動車環境管理指針に基づき、インターネットの利用その他の適切な方法により、行うものとする。

(建築物環境計画書の提出等)

第11条 条例第22条第1項又は第25条第1項の規定による建築物環境計画書の提出は、条例第22条第1項の特定建築物(条例第25条第1項の場合にあっては、同項の当該新築等に係る建築物とする。以下「特定建築物等」という。)に係る工事の着手予定日の21日前までに行わなければならない。

2 条例第22条第1項第5号の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 特定建築物等に係る工事の着手予定日及び完了予定日
- (2) 特定建築物等に係る工事の設計者の氏名(当該設計者が建築士事務所に属する場合にあっては、当該設計者の氏名並びに当該建築士事務所の名称及び所在地)
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が定める事項

3 条例第22条第2項(条例第25条第2項において準用する場合を含む。)の規定による変更の届出は、条例第21条第1項の建築物環境配慮指針に基づき、行わなければならない。

4 条例第22条第2項(条例第25条第2項において準用する場合を含む。)の規定による変更の届出は、当該変更に係る工事の着手予定日の15日前までに行わなければならない。

5 条例第22条第2項ただし書(条例第25条第2項において準用する場合を含む。)の規則で定める軽微な変更は、条例第22条第1項第4号に掲げる事項の変更であって、同号の評価の結果に変更が生じないものとする。

(建築物環境計画書等の概要の公表)

第12条 条例第24条(条例第25条第2項において準用する場合を含む。)の規定による公表は、インターネットの利用その他の適切な方法により、行うものとする。

(特定緑化建築物等の緑化)

第13条 条例第28条第1項に規定する規則で定める区域とは、次に掲げるものとする。

- (1) 都市計画法(昭和43年法律第100号)第7条第1項の市街化調整区域内に含まれる同法第12条の4第1項第1号の地区計画の区域(同法第12条の5第2項第1号の地区整備計画(市街地として計画されている区域の面積が20ヘクタール以上のものに限る。)の区域に限る。)内で施行される同法第29条第1項の許可を受けた開発行為又は土地区画整理法(昭和29年法律第109号)の規定による土地区画整理事業により造成された区域
- (2) 公有水面埋立法(大正10年法律第57号)の規定による公有水面の埋立てに係る区域(都市計画法第7条第1項の市街化区域に隣接するものに限る。)

2 条例第28条第2項に規定する規則で定める部分とは、次に掲げる施設に係る部分のうち、これらの施設の用途を考慮して市長が必要と認める部分とする。

- (1) 学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）第 1 条に規定する学校の敷地のうち、運動場その他屋外の運動施設
- (2) 工場における煙突、変電設備その他の工場の稼働に必要な屋外にある施設
- (3) 港湾法（昭和 25 年法律第 218 号）第 2 条第 5 項第 2 号の外郭施設
- (4) 消防法（昭和 23 年法律第 186 号）第 10 条第 1 項に規定する製造所、貯蔵所又は取扱所（以下「製造所等」という。）（第 15 条第 3 号に該当するものを除く。）
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が定める施設

3 条例第 28 条第 3 項の規定による同条第 2 項の緑化施設等面積（以下「緑化施設等面積」という。）の算出は、別表の左欄に掲げる区分に応じて、それぞれ同表の右欄に定める換算面積を合計することにより行うものとする。

（平 23 規則 65・平 29 規則 23・一部改正）

（緑化計画書の提出等）

第 14 条 条例第 29 条第 1 項の規定による緑化計画書の提出は、建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 6 条第 1 項若しくは第 6 条の 2 第 1 項の規定による確認の申請予定日又は同法第 18 条第 2 項の規定による計画の通知予定日（以下「確認申請予定日等」という。）の 7 日前までに行わなければならない。

2 条例第 29 条第 1 項第 5 号に規定する規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 条例第 28 条第 1 項の特定緑化建築物等（以下「特定緑化建築物等」という。）に係る確認申請予定日等並びに特定緑化建築物等に係る工事の着手予定日及び完了予定日
- (2) 前号に掲げるもののほか、市長が定める事項

3 条例第 29 条第 2 項の規定による変更の届出は、当該変更に係る工事の着手予定日の 7 日前までに行わなければならない。

4 条例第 29 条第 2 項ただし書の規則で定める軽微な変更は、次に掲げるものとする。

- (1) 特定緑化建築物等の敷地面積及び建築面積の変更を伴わない変更であって、緑化施設等面積が減少しないもの
- (2) 条例第 29 条第 1 項の緑化計画書に記載した確認申請予定日等、工事の着手予定日又は完了予定日の変更（当該工事の着手予定日又は完了予定日の前後 1 年以内の日を変更後の工事の着手予定日又は完了予定日とする変更に限る。）

5 市長は、条例第 29 条第 1 項の規定により提出された緑化計画書（同条第 2 項の規定による変更後の緑化計画書を含む。）の内容からみて当該緑化計画書における特定緑化建築物等に係る条例第 28 条第 1 項の緑化率が条例別表の右欄に定める割合以上であると認める場合には、当該緑化計画書に係る同項の特定緑化建築主に対し、書面によりその旨を通知するものとする。

（平 29 規則 23・一部改正）

（適用除外）

第 15 条 条例第 32 条第 2 号に規定する規則で定める建築物とは、次に掲げるものとする。

- (1) 国又は地方公共団体が管理する公園又は緑地内に建築される建築物
- (2) 建築基準法第 3 条第 1 項に規定する建築物又は同法第 85 条に規定する仮設建築物
- (3) 製造所等であって、その建築物の敷地（建築基準法施行令（昭和 25 年政令第 338 号）第 1 条第 1 号に規定する敷地をいう。）の全部について消防法第 11 条第 1 項の規定による

許可が行われたもの

- (4) 火薬類取締法（昭和 25 年法律第 149 号）第 12 条第 1 項の火薬庫
- (5) 道路、鉄道又は軌道で高架のものの下に存する建築物
- (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が定める建築物

（平 29 規則 23・一部改正）

（エネルギー環境計画書の提出等）

第 16 条 条例第 35 条第 1 項の規定によるエネルギー環境計画書の提出は、毎年度、7 月 31 日までに行わなければならない。

2 条例第 35 条第 1 項第 4 号の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 電気の供給における未利用エネルギーによる発電量の割合の拡大に関する措置及び目標
- (2) 本市の区域内に存する電気の需要者に対する地球温暖化の防止に資する取組
- (3) 電気の供給における温室効果ガスの排出の抑制等に関する推進体制
- (4) 前 3 号に掲げるもののほか、市長が定める事項

3 条例第 35 条第 2 項の規定による変更後のエネルギー環境計画書の提出は、条例第 34 条第 1 項のエネルギー環境指針（第 18 条において「エネルギー環境指針」という。）に基づき、行わなければならない。

（エネルギー環境報告書の提出）

第 17 条 条例第 36 条の規定によるエネルギー環境報告書の提出は、同条の措置を実施した翌年度の 7 月 31 日までに行わなければならない。

（エネルギー環境計画書等の概要の公表）

第 18 条 条例第 37 条の規定による公表は、エネルギー環境指針に基づき、インターネットの利用その他の適切な方法により、行うものとする。

（意見を述べる機会の付与）

第 19 条 条例第 48 条第 2 項の規定による通知は、書面により行うものとする。

2 条例第 48 条第 2 項に規定する公表の対象となる者は、同項の規定による通知を受けた場合において、意見を述べようとするときは、所定の期間内に、意見を記載した書面を市長に提出しなければならない。この場合において、公表の対象となる者は、証拠書類又は証拠物を併せて提出することができる。

（計画書等の様式等）

第 20 条 次に掲げる書類の提出又は届出は、所定の様式により行うものとする。

- (1) 条例第 9 条第 1 項若しくは第 13 条第 1 項の事業活動環境計画書、条例第 16 条第 1 項若しくは第 19 条第 1 項の自動車環境計画書、条例第 22 条第 1 項若しくは第 25 条第 1 項の建築物環境計画書、条例第 29 条第 1 項の緑化計画書又は条例第 35 条第 1 項のエネルギー環境計画書
- (2) 条例第 9 条第 5 項（条例第 13 条第 2 項において準用する場合を含む。）の規定による変更後の事業活動環境計画書、条例第 16 条第 3 項（条例第 19 条第 2 項において準用する場合を含む。）の規定による変更後の自動車環境計画書又は条例第 35 条第 2 項の規定による変更後のエネルギー環境計画書
- (3) 条例第 10 条（条例第 13 条第 2 項において準用する場合を含む。）の事業活動環境報告

書、条例第 17 条（条例第 19 条第 2 項において準用する場合を含む。）の自動車環境報告書又は条例第 36 条のエネルギー環境報告書

(4) 条例第 22 条第 2 項（条例第 25 条第 2 項において準用する場合を含む。）の届出に係る届出書、条例第 23 条（条例第 25 条第 2 項において準用する場合を含む。）の届出に係る届出書、条例第 29 条第 2 項の届出に係る届出書又は条例第 30 条の届出に係る届出書

2 前項各号に掲げる書類（条例第 23 条（条例第 25 条第 2 項において準用する場合を含む。）の届出に係る届出書及び条例第 30 条の届出に係る届出書を除く。）は、正副 2 通を提出しなければならない。

（委任規定）

第 21 条 この規則の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

1 この規則は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 3 条の規定は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

2 平成 22 年度における第 4 条第 1 項の規定の適用については、同項中「8 月 31 日」とあるのは、「11 月 30 日」とする。

（平 22 規則 1 ・追加）

3 この規則の施行の日（以下「施行日」という。）から平成 22 年 4 月 21 日までの間に、特定建築物等に係る新築等をしようとする者に対する第 11 条第 1 項の規定の適用については、同項中「条例第 22 条第 1 項の特定建築物（条例第 25 条第 1 項の場合にあっては、同項の当該新築等に係る建築物とする。以下「特定建築物等」という。）に係る工事の着手予定日の 21 日前までに」とあるのは、「平成 22 年 4 月 1 日以後速やかに」とする。

（平 22 規則 1 ・旧第 2 項繰下）

4 施行日から平成 22 年 4 月 30 日までの間に、特定緑化建築物等に係る建築基準法第 6 条第 1 項の規定による確認の申請又は同法第 18 条第 2 項の規定による計画の通知をしようとする者に対する第 14 条第 1 項の規定の適用については、同項中「建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 6 条第 1 項の規定による確認の申請予定日又は同法第 18 条第 2 項の規定による計画の通知予定日の 30 日前までに」とあるのは、「平成 22 年 4 月 1 日以後速やかに」とする。

（平 22 規則 1 ・旧第 3 項繰下）

附 則（平成 22 年 1 月 26 日規則第 1 号）

この規則は、公布の日から施行する。ただし、附則の改正規定は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 23 年 9 月 30 日規則第 65 号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成 27 年 3 月 31 日規則第 46 号）

この規則は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 29 年 3 月 30 日規則第 23 号）

1 この規則は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 14 条第 1 項の改正規定（「30 日前」を「7 日前」に改める部分を除く。）及び同条第 2 項の改正規定は公布の日から、第 13 条第 2 項の改正規定及び第 15 条の改正規定は平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

- 2 この規則（前項ただし書に規定する改正規定を除く。）による改正後の第14条第1項の規定は、平成29年5月1日以後の日を同項に規定する確認申請予定日等とする特定緑化建築物等の新築等に係る緑化計画書の提出について適用する。
- 3 この規則による改正後の第14条第3項の規定は、平成29年4月16日以後の日を同項の変更に係る工事の着手予定日とする特定緑化建築物等の新築等に係る緑化計画書の変更の届出について適用する。

別表（第13条関係）

区分	換算面積
建築物の外壁に整備される条例第28条第2項の緑化施設（以下「緑化施設」という。）（木本の植物に限る。以下「壁面緑化施設」という。）	壁面緑化施設が整備される外壁の水平方向の長さに1メートルを乗じて得た面積（壁面緑化施設のために補助資材が整備されている場合にあっては、当該補助資材で被われる面積）
高さ4メートル以上の樹木	14平方メートル
高さ2.5メートル以上4メートル未満の樹木	8平方メートル
高さ1メートル以上2.5メートル未満の樹木	4平方メートル
高さ1メートル未満の樹木	当該樹木の樹冠の水平投影面積又は当該樹木に係る植込区画の水平投影面積のうちいずれか大きい面積
壁面緑化施設以外の緑化施設のうち、芝その他の地被植物	当該芝その他の地被植物に係る植込区画の水平投影面積（当該芝その他の地被植物が植込区画に存しない場合にあっては、当該芝その他の地被植物の水平投影面積）
花壇その他これに類するもの	当該花壇その他これに類するものに係る植込区画の水平投影面積（当該花壇その他これに類するものが植込区画に存しない場合にあっては、当該花壇その他これに類するものの水平投影面積）
水流、池その他これらに類するもの（樹木等と一体となって設けられるものに限る。）	当該水流、池その他これらに類するものの水平投影面積
上記の施設に附属して設けられる園路、土留（植込区画の外縁をなすものを除く。）その他の施設（以下「園路等」という。）	当該園路等の水平投影面積（他の緑化施設の換算面積の合計の4分の1を超えない範囲に限り、換算面積に算入するものとする。）
太陽光発電装置その他再生可能エネルギーを利用したエネルギーの供給装置	当該太陽光発電装置その他再生可能エネルギーを利用したエネルギーの供給装置の水平投影面積

備考

- 1 道路境界線から5メートル以内の区域に設けられる緑化施設であって、当該敷地の外部から容易に見ることができるものに係る換算面積は、当該緑化施設に対応するこの表の右欄に定める換算面積に1.5を乗じて得た面積とする。
- 2 条例第28条第2項の緑化施設等（壁面緑化施設を除く。以下この備考の2において「緑化施設等」という。）に係る換算面積の基礎となる水平投影面積に係る水平投影面（樹木（高さ1メートル以上のものに限る。）にあつては、当該樹木の幹の中心をその中心とし、当該樹木に係る換算面積をその面積とする円の水平投影面。以下この備考の2において同じ。）が、他の緑化施設等に係る換算面積の基礎となる水平投影面積に係る水平投影面と重複する場合におけるその重複する部分の水平投影面積については、そのいずれかの緑化施設等に係る換算面積にのみ算入するものとする。
- 3 可動式の緑化施設であつて、その容量が100リットル未満のものについては、換算面積の算出の対象としないものとする。
- 4 この表において「補助資材」とは、植物を建築物の外壁に固定するための格子状の資材等をいう。
- 5 この表において「植込区画」とは、土留等で区画された土地であつて、緑化施設でおおむね被われるもののうち市長が定めるものをいう。

資料 3

建築物環境配慮指針

※「建築物環境配慮指針」の変更について

広島市では、「建築物環境配慮指針（平成 21 年 3 月 31 日広島市告示 112 号）」を定め公表しておりましたが、その中の CASBEE 広島(広島市建築物総合環境性能評価システム)の名称について、CASBEE を製作している財団法人建築環境・省エネルギー機構が CASBEE の名称を変更したため、これに合わせ CASBEE 広島の名称を変更しています。

なお、今回掲載している「建築物環境配慮指針(平成 21 年 6 月 30 日広島市告示 282 号)」は、名称部分が変更されております。

【変更内容】

変更前：CASBEE 広島（広島市建築物総合環境性能評価システム）

変更後：CASBEE 広島（広島市建築環境総合性能評価システム）

建築物環境配慮指針

広島市告示第282号

平成21年6月30日

広島市地球温暖化対策等の推進に関する条例（平成21年広島市条例第31号。以下「条例」という。）第21条第1項の規定により、建築物環境配慮指針を次のとおり定め、平成22年4月1日から施行する。

広島市長 秋葉 忠利

1 建築物に係る環境への配慮に関して講ずべき措置

建築物の新築等をしようとする者は、当該建築物について、環境への負荷の低減及び環境品質の向上を図るため、次に掲げる措置を実施するものとする。

(1) 建築物の環境負荷低減

ア エネルギー使用の合理化

- (ア) 建物の熱負荷抑制
- (イ) 自然エネルギーの有効利用
- (ウ) 設備システムの高効率化
- (エ) エネルギーの効率的運用

イ 資源・建築材料の適正な利用

- (ア) 水資源の保護
- (イ) 非再生性資源の使用量削減
- (ウ) 汚染物質含有材料の使用回避

ウ 敷地外環境の保全

- (ア) 地球温暖化への配慮
- (イ) 地域環境への配慮
- (ウ) 周辺環境への配慮

(2) 建築物の環境品質向上

ア 室内環境品質の向上

- (ア) 音環境の向上
- (イ) 温熱環境の向上
- (ウ) 光・視環境の向上
- (エ) 空気質環境の向上

イ サービス性能の向上

- (ア) 機能性の向上
- (イ) 耐用性・信頼性の向上
- (ウ) 対応性・更新性の向上

ウ 室外環境（敷地内）品質の向上

- (ア) 生物環境の保全と創出

- (イ) まちなみ・景観への配慮
- (ウ) 地域性・アメニティへの配慮

2 評価方法

上記に示す講ずべき措置に関する評価は、CASBEE広島（広島市建築環境総合性能評価システム）を用いて行うものとする。

ただし、仮設建築物、壁を有しない建築物、自動車車庫その他これらに類する建築物で、CASBEE広島で評価することが適切でないと市長が認めるときは、他の方法によることができる。

3 建築物環境計画書の提出等

(1) 建築物環境計画書の提出

条例第22条第1項又は条例第25条第1項の規定による建築物環境計画書の提出は、所定の様式に付近見取図、配置図、各階平面図、立面図、断面図、内外仕上表及び環境性能の評価を行う上で根拠となる数値や仕様等の内容が分かる図書を添えて行わなければならない。

ただし、エネルギーの使用の合理化に関する法律（昭和54年法律第49号）第75条第1項の規定に基づく建築物に係る届出の添付資料で確認できる図書については省略することができる。

(2) 建築物環境計画書の変更の届出

条例第22条第2項（第25条第2項において準用する場合を含む。）の規定による建築物環境計画書の変更の届出は、所定の様式に(1)で提出した図書のうち変更箇所を明示した図書を添えて行わなければならない。

資 料 4

手続きに必要な提出等の様式及び記載例

建築物環境計画書

令和 年 月 日

(あて先) 広島市長

住 所 〒

(フリガナ)
氏 名

(法人にあつては名称及び代表者の氏名)

広島市地球温暖化対策等の推進に関する条例第22条第1項又は第25条第1項の規定により、次のとおり提出します。

建築物	名 称			
	所 在 地	〒		
建築物の概要	工 事 種 別	<input type="checkbox"/> 新築 <input type="checkbox"/> 増築 <input type="checkbox"/> 改築		
	床 面 積	新築,増築,改築に係る部分 m ²	その他の部分 m ²	合計 m ²
	用 途			
	構 造			
	高 さ (階 数)	m (地上 階 、 地下 階)		
環境への配慮に関する措置並びに当該措置に係る特定建築物の性能及びその評価		別紙のとおり (CASBEE 広島で評価を行った各シートを印刷し添付)		
工 事 着 手 予 定 日		令和 年 月 日		
工 事 完 了 予 定 日		令和 年 月 日		
設 計 者	氏 名			
	設 計 事 務 所 名			
	所 在 地	〒		
連 絡 先	名 称 ・ 担 当 部 署			
	所 在 地	〒		
	担 当 者 氏 名			
	電 話 番 号	— —	FAX 番号	— —
※受付欄			※特記欄	

- 備考 1 □のある欄には、該当する□内にレ印を記入してください。
 2 ※印のある欄は、記載しないでください。
 3 連絡先の担当者が事業所等に属していない場合は、所在地には連絡先担当者の住所を書いてください。
 4 付近見取図、配置図、各階平面図、立面図(2面以上)、断面図及びその他市長が必要と認めるものを添付してください。

建築物環境計画書

市へ提出する年月日

令和 年 月 日

(あて先) 広島市長

建築主の郵便番号、住所、氏名
記入
(法人にあっては名称、代表
者)

住 所 〒730-0000
中区国泰寺町〇丁目〇番〇号
(フリガナ) チキョウカンキョウフドウサン
氏 名 地球環境不動産
ダイヒョウトリシマリヤクシャチョウ カンキョウ ハイロウ
代表取締役社長 環境 配郎
(法人にあっては名称及び代表者の氏名)

広島市地球温暖化対策等の推進に関する条例第22条第1項又は第25条第1項の規定により、次のとおり提出します。

建築物	名 称	(仮称) 広島環境配慮ビル		
	所 在 地	〒730-0042 中区国泰寺町	該当にチェック	
建築物 の概要	工 事 種 別	<input checked="" type="checkbox"/> 新築	<input type="checkbox"/> 増築	<input type="checkbox"/> 改築
	床 面 積	新築,増築,改築に係る部分 3,450 m ²	その他の部分 0 m ²	合計 3,450 m ²
	用 途	事務所	建築基準法施行令第2条第1項第4号に規定 する延べ面積(各階の床面積の合計)	
	構 造	鉄筋コンクリート		
	高 さ (階 数)	16.7m (地上 5階、地下 1階)		
環境への配慮に関する措置 並びに当該措置に係る特定 建築物の性能及びその評価		別紙のとおり (CASBEE 広島で評価を行った各シートを印刷し添付)		
工 事 着 手 予 定 日		令和2年5月19日		
工 事 完 了 予 定 日		令和3年3月31日		
設 計 者	氏 名	広島 環太		
	設 計 事 務 所 名	株式会社 ○×建築設計事務所 建築環境課		
	所 在 地	〒731-0193 安佐南区古市一丁目〇番〇号		
連 絡 先	名称・担当部署	株式会社 ○×建築設計事務所 建築環境課		
	所 在 地	〒731-0193 安佐南区古市一丁目〇番〇号		計画書についての連絡先 を記入してください。
	担 当 者 氏 名	〇〇 〇〇		
	電 話 番 号	082-0000-0000	FAX 番号	082-0000-0000
※受付欄			※特記欄	

- 備考 1 □のある欄には、該当する□内にレ印を記入してください。
 2 ※印のある欄は、記載しないでください。
 3 連絡先の担当者が事業所等に属していない場合は、所在地には連絡先担当者の住所を書いてください。
 4 付近見取図、配置図、各階平面図、立面図(2面以上)、断面図及びその他市長が必要と認めるものを添付してください。

建築物環境計画書変更届出書

令和 年 月 日

(あて先) 広島市長

住 所 〒

(フリガナ)
氏 名

(法人にあつては名称及び代表者の氏名)

広島市地球温暖化対策等の推進に関する条例第22条第2項又は第25条第2項の規定により、次のとおり届け出ます。

建築物	名 称			
	所 在 地	〒		
変更内容の概要				
設計者	氏 名			
	設計事務所名			
	所 在 地	〒		
建築物環境計画書の提出		提出日	令和 年 月 日	受付番号
連絡先	名称・担当部署			
	所 在 地	〒		
	担当者氏名			
	電 話 番 号	-	-	FAX 番号
※受付欄		※特記欄		

- 備考 1 □のある欄には、該当する□内にレ印を記入してください。
 2 ※印のある欄は、記載しないでください。
 3 連絡先の担当者が事業所等に属していない場合は、所在地には連絡先担当者の住所を書いてください。
 4 変更しようとする事項に係る図面等を添付してください。

建築物環境計画書変更届出書

市へ提出する年月日
令和 年 月 日

(あて先) 広島市長

建築主の郵便番号、住所、氏名
記入
(法人にあつては名称、代表
者)

住 所 〒730-0000
中区国泰寺町〇丁目〇番〇号
(フリガナ) チキュウカンキョウフドウサン
氏 名 地球環境不動産
ダイヒョウトリシマリヤクシヤチョウ カンキョウ ハイロウ
代表取締役社長 環境 配郎
(法人にあつては名称及び代表者の氏名)

広島市地球温暖化対策等の推進に関する条例第22条第2項又は第25条第2項の規定により、次のとおり届け出ます。

建築物	名 称	(仮称)広島環境配慮ビル			
	所 在 地	〒730-0042 中区国泰寺町一丁目			
変更内容の概要		<ul style="list-style-type: none"> ・太陽光発電システムの設置 ・屋上の断熱材の厚みの変更 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> 計画変更に係る内容がわかる図書及び計画変更後のCASBE広島の評価シート等を添付してください。 </div>			
設計者	氏 名	広島 環太			
	設計事務所名	株式会社 ○×建築設計事務所 建築環境課			
	所 在 地	〒731-0193 安佐南区古市一丁目〇番〇号	建築物環境計画書を提出された日と受付番号を記入してください。		
建築物環境計画書の提出		提出日	令和2年4月1日	受付番号	3
連絡先	名称・担当部署	株式会社 ○×建築設計事務所 建築環境課			
	所 在 地	〒731-0193 安佐南区古市一丁目〇番〇号			
	担当者氏名	〇〇 〇〇			
	電 話 番 号	082-0000-0000	FAX 番号	082-0000-0000	
※受付欄		※特記欄			

- 備考 1 □のある欄には、該当する□内にレ印を記入してください。
 2 ※印のある欄は、記載しないでください。
 3 連絡先の担当者が事業所等に属していない場合は、所在地には連絡先担当者の住所を書いてください。
 4 変更しようとする事項に係る図面等を添付してください。

建築物工事完了（工事取りやめ）届出書

令和 年 月 日

（あて先）広島市長

住 所 〒 —

（フリガナ）
氏 名

（法人にあつては名称及び代表者の氏名）

広島市地球温暖化対策等の推進に関する条例第23条又は第25条第2項の規定により、次のとおり届け出ます。

建築物	名 称			
	所 在 地	〒		
届 出 区 分		<input type="checkbox"/> 工事完了	<input type="checkbox"/> 工事取りやめ	
工 事 完 了 年 月 日 （工事を取りやめた日）		令和 年 月 日		
設 計 者	氏 名			
	設 計 事 務 所 名			
	所 在 地	〒		
建築物環境計画書の提出		提出日	令和 年 月 日	受付番号
連 絡 先	名 称 ・ 担 当 部 署			
	所 在 地	〒		
	担 当 者 氏 名			
	電 話 番 号	— —	FAX 番号	— —
※受付欄		※特記欄		

- 備考 1 □のある欄には、該当する□内にレ印を記入してください。
 2 ※印のある欄は、記載しないでください。
 3 連絡先の担当者が事業所等に属していない場合は、所在地には連絡先担当者の住所を書いてください。

建築物工事完了（~~工事取りやめ~~）届出書

（あて先）広島市長

令和 年 月 日
市へ提出する年月日

不要な文字は消す

住所 〒730-0000
中区国泰寺町〇丁目〇番〇号
（フリガナ）チキョウカンキョウフドウサン
氏名 地球環境不動産
ダイヒョウトリシマリヤクシヤチョウ カンキョウ ハイロウ
代表取締役社長 環境 配郎
（法人にあつては名称及び代表者の氏名）

建築主の郵便番号、住所、氏名記入
（法人にあつては名称、代表者及び押印）

広島市地球温暖化対策等の推進に関する条例第23条又は第25条第2項の規定により、次のとおり届け出ます。

建築物	名称	(仮称)広島環境配慮ビル		
	所在地	〒730-0042 中区国泰寺町一丁目		
届出区分	<input checked="" type="checkbox"/> 工事完了		<input type="checkbox"/> 工事取りやめ	
工事完了年月日 (工事を取りやめた日)	令和3年2月15日			
設計者	氏名	広島 環太		
	設計事務所名	株式会社 ○×建築設計事務所 建築環境課		
	所在地	〒731-0193 安佐南区古市一丁目〇番〇号	建築物環境計画書を提出された日 と受付番号を記入してください。	
建築物環境計画書の提出	提出日	令和2年4月1日	受付番号	3
連絡先	名称・担当部署	株式会社 ○×建築設計事務所 建築環境課		
	所在地	〒731-0193 安佐南区古市一丁目〇番〇号		
	担当者氏名	〇〇 〇〇		
	電話番号	082-0000-0000	FAX番号	082-0000-0000
※受付欄	※特記欄			

- 備考 1 □のある欄には、該当する□内にレ印を記入してください。
2 ※印のある欄は、記載しないでください。
3 連絡先の担当者が事業所等に属していない場合は、所在地には連絡先担当者の住所を書いてください。

広島市建築物環境配慮制度 建築物環境計画書作成の手引き
平成 21 年(2009 年)7 月発行
令和3年(2021 年)4 月改正

編集・発行 広島市都市整備局指導部建築指導課
〒730-8586 広島市中区国泰寺町一丁目 6 番 34 号
電話 082-504-2288